

愛南町道路占用料徴収条例 (平成16年10月1日条例第191号)

最終改正:令和元年12月13日条例第16号

改正内容:令和元年12月13日条例第16号 [令和元年12月13日]

○愛南町道路占用料徴収条例

平成16年10月1日条例第191号

改正

平成19年12月13日条例第28号

平成29年3月8日条例第6号

令和元年12月13日条例第16号

愛南町道路占用料徴収条例

(総則)

**第1条** 道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条及び第73条の規定に基づき、この条例の定めるところにより、道路の占有に関し道路占用料(以下「占用料」という。)を徴収する。

(占用料の額)

**第2条** 占用料の額は別表のとおりとする。

(占用料の納入)

**第3条** 占用料は、道路占有の許可証交付の際納入しなければならない。ただし、町長が必要と認めるときは、町長の定めるところにより分納することができる。

(占用料の返還)

**第4条** 既納の占用料は、返還しない。

(占用料の減免)

**第5条** 町長は、災害その他特別の事情があると認める者に対しては、占用料を減免し、又はその徴収を延期することができる。

(督促手数料及び延滞金)

**第6条** 法第73条第1項の規定により督促状を発したときは、督促手数料及び延滞金を徴収する。

2 督促手数料の額は、愛南町税条例(平成16年愛南町条例第57号)の例による。

3 延滞金の額は、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する金額とする。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の内海村道路占用料に関する条例(昭和57年内海村条例第9号)、御荘町道路占用料徴収条例(昭和55年御荘町条例第12号)、城辺町道路占用料に関する条例(昭和60年城辺町条例第12号)、一本松町道路占用料に関する条例(昭和50年一本松町条例第24号)又は西海町道路占用料に関する条例(昭和55年西海町条例第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成19年12月13日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月8日条例第6号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月13日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

愛南町道路占用料徴収条例 愛南町例規集(愛媛県)

別表 (第2条関係)

占有物件		単位	占有料	
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年	300円	
	第2種電柱		470円	
	第3種電柱		630円	
	第1種電話柱		270円	
	第2種電話柱		440円	
	第3種電話柱		600円	
	その他の柱類		27円	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	3円
	地下に設ける電線その他の線類	2円		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	270円	
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつ き1年	160円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公 衆電話所	1個につき1年	540円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		230円	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつ き1年	670円	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつ き1年	540円	
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	11円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル 未満のもの		16円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル 未満のもの		24円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル 未満のもの		33円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル 未満のもの		49円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル 未満のもの		65円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル 未満のもの		110円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未 満のもの		160円	
	外径が1メートル以上のもの		330円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつ き1年	540円		
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街及び地 下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じ て得た額	
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じ て得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じ て得た額	
	上空に設ける通路	340円		
	地下に設ける通路	200円		
その他のもの	540円			
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時 的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつ き1日	7円	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつ き1月	67円	
道路法施 行令(昭 和27年政 令第479 号。以下	看板(アーチ であるものを 除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつ き1月	67円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつ き1年	670円

愛南町道路占用料徴収条例 愛南町例規集(愛媛県)

「令」という。) 第7条第1号に掲げる物件	標識		1本につき1年	440円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	7円
		その他のもの	1本につき1月	67円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	7円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	67円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	670円
その他のもの			340円	
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	540円
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	67円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				54円
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.017を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち

- 4 条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
  - 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
  - 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
  - 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
  - 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
  - 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
  - 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
-